

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名称

第6次鴻巣市総合振興計画後期基本計画策定支援業務

2. 業務目的

本市における最上位計画である第6次鴻巣市総合振興計画（以下「第6次総振」という。）は、第5次総合振興計画の基本理念と将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を継承し、平成29年度から令和8年度の10年間を計画期間として策定されたものである。

今回、前期基本計画（以下「前期計画」という。）が令和3年度までで5年間の計画期間を終了することから、令和4年度からの後期基本計画（以下「後期計画」という。）に関し、事業者の高度な知識や専門的な技術・知見、広範な調査・分析能力に基づき、その策定にあたっての支援を求めることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年3月12日まで

4. 事業費限度額

8,140,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

5. 業務実施の前提

5-1 計画の位置付け

平成24年10月1日に施行した「鴻巣市自治基本条例」第18条に基づき、まちづくりの理念や方向性を示す基本構想を策定することとしている。総合振興計画は、基本構想を含む市の行財政運営の最上位計画として、市が実施するすべての施策や事業の指針となるものである。

鴻巣市自治基本条例

（基本構想）

第18条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。

5-2 第6次総振の構成と期間

（1）基本構想

第6次総振に掲げる基本理念であり、「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」と、その実現に向けた「政策展開の方向」の4章で構成される。計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間である。

令和3年3月に将来人口及び土地利用構想の時点修正を行い、令和3年度の後期基本計画の策定にあたっては、「政策展開の方向」について必要な見直しを検討する。

(2) 基本計画

6つの政策を達成するために必要な施策・基本事業を体系化し、それぞれの成果指標を定めている。今回策定する後期基本計画の計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間である。

基本構想に基づき、重点分野の考え方並びに各施策・基本事業の目指す姿及び成果指標等について検討する。

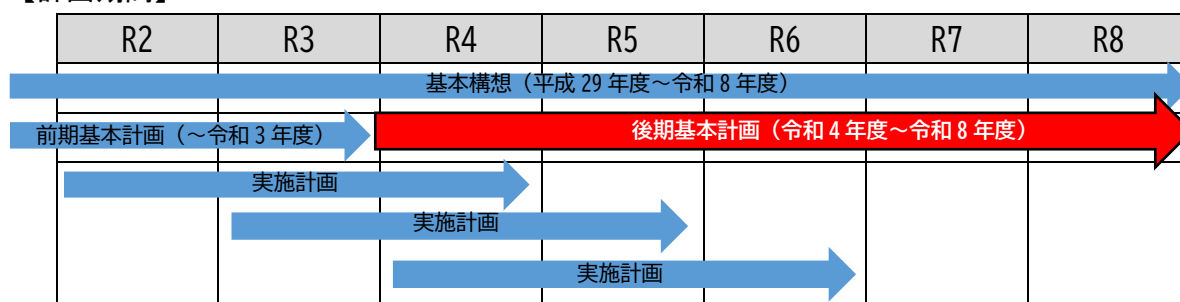
(3) 実施計画

基本計画で体系化した各施策を効果的に実施するため、各施策における事業の重要度と財政計画を連動させ、3か年の具体的な実施行程を示す。

事業進捗や法改正等にも対応するため、毎年度ローリング方式による見直しを行う。

なお、実施計画については、本件業務の範囲には含まない。

【計画期間】



5-3 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 激動する時代・社会経済情勢の変化への対応

全国的に進展する人口減少は、本市においても避けられないところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による出生率の低下でさらに加速することが予想される。また、近年の激甚化する自然災害への対策、感染症を踏まえた新たな生活様式への転換、ICTの活用によるデジタル化の進展など、これまで経験したことのないスピードで変化を遂げる社会への対応を図りつつ、地方創生の原動力となりうるSDGsの理念も取り入れ、自らの判断と責任で、新たな時代への変化に柔軟に対応できる計画とする。

(2) 部門別計画との整合

人口減少の抑制と人口減少社会への対応するための取組方向性を示した、令和2年度を始期とする「第2期鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、強くしなやかな地域づくりを推進するために令和2年度に策定した「鴻巣市国土強靱化地域計画」を始めとする、市の各部門別計画との整合を図る。

(3) 市民の声を反映

市民からの声・意見を吸い上げ、市民ニーズを反映させた計画とする。

6. 業務内容

6-1 基礎調査・分析業務

(1) 前期計画の検証・分析

後期計画の策定にあたり、施策・基本事業ごとの取組内容や進捗状況を把握し、前期計画における目標の達成状況を検証・分析したうえ、課題を整理する。

(2) 社会経済情勢の動向調査

国際情勢及び国内の社会・経済等に関する各種データを収集・分析し、本市をとりまく社会・経済情勢の動向を整理する。

(3) 本市をとりまく環境、市の現況把握

後期計画における本市の基礎データ（人口動態、産業、都市基盤、教育、財政等の各分野の状況）を整理・把握し、データから見る本市の特徴を分析する。

(4) 市民意識の把握

前期計画期間中における市民意識の変化や、各施策の満足度及び重要度を分析し、重点的に取り組むべき課題を整理する。

(5) 基礎調査報告書の作成

6-2 後期計画策定支援

(1) 後期計画策定支援

前期計画を踏まえつつ、施策・基本事業体系や、重点分野の考え方並びに各施策・基本事業の目指す姿及び成果指標等について検討・提案する。

また、後期計画策定後の、行政評価に基づく効果的な管理・運営方法について提案する。

(2) 職員ヒアリング・説明会

後期計画の策定に向けて、庁内（職員）に対して説明会やヒアリングを実施し、意見を集約する。

6-3 計画書の作成

計画書及び概要版について、電子データ及び公開用データ（PDF）を作成する。

なお、本計画書には、令和2年度策定の「鴻巣市国土強靱化地域計画」を折り込むこととする。

・計画書

| | | | | |
|-----------|-----|---------|--------|-----------|
| 総合振興計画 | A4版 | 2色刷り | 約65ページ | |
| | | フルカラー刷り | 約65ページ | |
| 国土強靱化地域計画 | A4版 | 2色刷り | 約40ページ | 全170ページ程度 |

・概要版 A3 二つ折り フルカラー刷り

6-4 行政評価システム用データインポート

後期基本計画の施策体系や各施策・基本事業の成果指標等を、本市行政評価システムに反映させるためのデータを、指定するレイアウトで作成し、同システムにインポートする。

6-5 その他

その他計画策定に必要な業務に関する助言・提案を行う。

7. 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。

なお、電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データを原則とし、作図などで他のデータ形式を用いる場合には、鴻巣市の了解を得るものとする。

- (1) 業務委託報告書： 正副1部、電子データ（CD-Rなど）
・上記業務内容、議事録等をまとめた報告書
- (2) 第6次総振後期計画計画書： データ（電子データ及び公開用PDF）
概要書： データ（電子データ及び公開用PDF）
- (3) 行政評価システム用インポートデータ
- (4) その他、協議の上必要と認められたもの

8. その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、「9. 担当部署」と緊密に連絡調整を行わなければならない。
- (2) 策定業務の遂行上必要な資料で、市が所有する提供可能な資料については貸与する。また、依頼による他団体等への必要資料の収集についても、できる限りの協力を行うものとする。
但し、速やかに返却すると共に、取り扱いに十分注意すること。
- (3) 成果納品後に発生した、受託者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開・提供してはならない。
- (5) 鴻巣市個人情報保護条例（平成17年条例第148号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。また受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

9. 担当部署

鴻巣市 市長政策室 総合政策課（担当：黒巢・羽鳥）

所在地：〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話番号：048-541-1321（内線2236・2237）

ファックス：048-543-5480

E-mail：sogoseisaku@city.kunosu.saitama.jp